平成２７年（フ）第２４４６号
埼玉県所沢市くすのき台３丁目１番地の12
破産者　株式会社エクシード
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２４４７号
埼玉県所沢市岩岡町640―33　シャトー新所沢302、住民票上の住所埼玉県所沢市大字上安松1329―29
破産者　安藤　雅博
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０２３号
東京都台東区上野３丁目23番11号
破産者　東京賃貸株式会社
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０２４号
東京都品川区東五反田５―28―11　クレール五反田603、商業登記簿上の本店所在地東京都港区六本木６丁目12番２―1910号
破産者　ツカサマンスリーマンション株式会社
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６０５５号
東京都台東区東上野４丁目８―１―1707
破産者　東　　哲也
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６１５４号
東京都江東区北砂６丁目17番４号
破産者　株式会社ブレース
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第６３４３号
東京都中野区南台３丁目25番７号
破産者　株式会社ホットリビング
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第７２６４号
東京都足立区柳原２丁目28―９
破産者　萩原　建巳
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９５２号
東京都立川市柏町４丁目41―47
破産者　吉岡　　晋
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第８９９２号
埼玉県和光市新倉１丁目４番94号
破産者　有限会社ケーライン
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９４１５号
東京都墨田区錦糸１丁目５番14号
破産者　株式会社レオス
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９４１６号
神奈川県横須賀市走水２丁目７―１
破産者　高橋　　栄
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１００５６号
東京都中央区日本橋人形町３丁目４番２号
破産者　昌電工業株式会社
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１１９号
東京都葛飾区宝町１丁目10番２号
破産者　有限会社タカシン
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０１２０号
東京都葛飾区宝町１丁目10―２
破産者　肥田　信昭
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０２８３号
東京都足立区江北２丁目46―11、商業登記簿上の本店所在地東京都足立区西新井４丁目40番25号
破産者　株式会社アジ庵トーキョー
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３３９号
東京都目黒区三田１丁目４―４―514
破産者　藤田　春香
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３８０号
東京都西東京市中町５丁目18番13号
破産者　有限会社日新電装
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０３８１号
東京都西東京市富士町１丁目７―72―205
破産者　關　　孝雄
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６１９号
東京都渋谷区千駄ヶ谷３丁目１番６号　ノワールアライビル１階
破産者　株式会社エベル
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１０６２０号
神奈川県川崎市宮前区鷺沼１丁目３―８―106
破産者　三島　浩一
1　決定年月日　平成28年４月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部